・して、相談対応します。 ・して、相談対応します。 が、障が、 が、障が、 携域の高齢 生活上の困りごと、福祉、障がいの種別に関わら専門資格を持った相談員 |域包括支援センターと||齢障がい者の方には、

福祉課 ださ まな相談に応じていの制度のことなど、 問 お気 83 1 2 6 い合 [わせ] 福祉推進 お問 61 います。 係 合 わ さまさ

障がいの 松田町基幹相談支援センター ある方・家族・ 相談支援事業者 ①総合相談・専門相談

相談支援専門員、 4 権利擁護・虐待防止 社会福祉士、精神保健福祉士 保健師

③ 地域移行・地域定着

②地域の相談支援体制の強化の取り組み

足柄上地区地域自立支援協議会

相談支援事業者 松田町地域包括 支援センタ-

地域の関係機関の

ネットワーク化

児童発達 支援センタ-(相談支援事業者)

障がい者支援施設

医療機関

《機能のイメージ図》

# ①総合相談・専門相談

せく

障がい者の特性や各種二 ーズに対応する

- ・総合的な相談支援(三 障がい対応)の実施
- ・専門的な相談支援の実

# ②地域の相談支援体制 の強化の取り組み

- ・相談支援事業者への専 門的指導、助言
- ・相談支援事業者の人材 育成の支援
- ・相談機関との連携強化 の取り組み

# ③地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院 への働きかけ
- ・地域の体制整備に係る コーディネート

# ④権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援 事業
- ・障がい者虐待防止
- ※町虐待防止センター (通報受理、相談など) を兼ねる

10月1日(土) 始 開

「域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター機能」 松田 より出町で が相談. しやすい環境を整えるため のある方やその家族をはじ 本年10月より役場2階の福祉課 め、 が加わります。

援セ 相談支援事業者を対象とした相談機能を強 か 福祉推進係の窓口 わ IJ g

福

福

係

0

# 平成27年度ふるさと納税に、 たくさんのご寄附をいただきました!

町では昨年7月より、インターネットによるふるさと応援寄附 金(ふるさと納税)の受け付けを開始しました。

それと同時に、お礼の品についても種類を増やし約20種類の品 をご用意したところ、全国から申し込みがあり、平成27年度(7 月17日~翌3月31日)は4,877件、約7,900万円のご寄附をいただ きました。



みかんは全国の方に人気です.

お礼品で人気だったのは、『み かん』と『肉類』で返礼品の50% 以上を占めています。

集まった寄附金の用途は、次の とおりとなっています。用途は、 寄附者が手続きをする際に選んで いただいており、それらに関する 事業へ活用させていただきます。

# 寄附者様からの声

「これからも美しい自然を保護して頑張ってください。応援し ています。」

「今後もより良い町を目指し、地元の方々に還元できる政策を 期待いたします。」

「首都圏から手軽に自然とふれあえる地域だと思っています。」

金額(単位:円)

用 途	件数	金 額
自然豊かな美しい環境を育むまちづくり	865	14,930,000
安全で心地よい環境を育むまちづくり	338	4,790,000
元気で心かよう安らぎを育むまちづくり	178	3,270,000
未来をひらく人と文化を育むまちづくり	312	4,495,000
創造性豊かな活力を育むまちづくり	72	1,170,000
みんなが誇れるまちを育むまちづくり	46	700,000
指定しない (町長に一任)	3,066	49,850,000
습 計	4,877	79,205,000

【問い合わせ】政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222

# 業務は3日(月)から

# 民間賃貸住宅家賃補助制度を ぜひご利用ください

町では、子育て世帯や若年単身世帯の定住促 進を目的として、松田町空家バンクに登録され

た賃貸住宅へ入居する対象世帯に、家賃の一部を商品券で補助す る制度を9月1日から開始しました。

# /// 対象世帯

#### 子育て世帯

申請時に18歳以下の子どもを扶養し、同居している世帯

**若年単身世帯**(学生や勤労単身者など) 申請時に18歳以上40歳以下の単身世帯

## /// 対象物件

松田町空家バンクに登録された賃貸住宅 (アパートなどの空き室も含みます。)

※公的賃貸住宅、官舎・社宅などの事業主 から貸与を受けた住宅などは対象外です



# 灬 交付要件

入居から2年以上、町に居住すること/住民税などの滞納がない。 こと/自治会に加入していること

# 🎧 補助額など

月額家賃の2分の1(上限1万円) 申請日の属する月の翌月から最大1年間

※町商工振興会の発行する商品券で交付します

#### **「」** 申請期限

松田町空家バンクに登録された賃貸住宅に入居した日から 3か月以内

詳しくは町公式サイトをご覧ください

http://town.matsuda.kanagawa.jp/site/teiju-syoushi/yachinhojo.html

【申し込み・問い合わせ】

定住少子化担当室 定住少子化対策係 ☎(84)5541

